

令和2年2月28日
総 長 裁 定

「新型コロナウイルス対策タスクフォース」の設置について

1. 設置

新型コロナウイルス感染症（以下「感染症」という。）拡大の状況に鑑み、感染症対策に全学的見地から組織的かつ集中的に対処するため、東京大学における危機管理基本規則（平成22年2月18日東大規則第73号）第7条に基づく対策本部として、東京大学新型コロナウイルス対策タスクフォース（以下「タスクフォース」という。）を設置する。

2. 任務

タスクフォースの任務は、以下のとおりとする。

- (1) 感染症拡大防止にかかる東京大学（以下「本学」という。）の統一的な対応方針の策定
- (2) 本学構成員に新型コロナウイルス感染者が発生した時の対応
- (3) 感染症拡大防止のための本学構成員への正確な情報提供
- (4) その他前3号の任務の遂行に必要な活動

3. 組織

- (1) 対策本部長として座長を置き、危機管理を担当する理事をもって充てる。
- (2) 副対策本部長として副座長及び対策本部員としてタスクフォース構成員を置き、理事、教職員のうちから、座長が指名する者をもって充てる。
- (3) 座長は、タスクフォースにおける検討に必要な者をオブザーバーとして参加させることができる。

4. 庶務

タスクフォースの庶務は、関係各課の協力を得て、本部安全衛生課が担当する。

5. 補則

この裁定に定めるもののほか、タスクフォースの運営に関し必要な事項は、座長が別に定める。

附 則

この裁定は、令和2年2月28日から実施する。